

No.	意見元	頁	章		項目	計画に対する意見	該当箇所（修正前）	該当箇所（修正後）	意見への考え方
1	パブリックコメント	31	第３章	計画の基本的な考え方	4 こども施策に関する基本方針	「こども・若者の人格・個性や権利を尊重し」とありますが、P32に挙げられた大綱原文では「多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し」です。また、解説文にも「こども施策は、こども・若者の権利が最大限に尊重され」とありますが、“権利が保障されないケースがみとめられる”という意味でしょうか？ そうであれば、それを具体的に明記し、それが憲法や権利条約の精神にのっとったものであるという説明が必要かと考えます。 そうでないならば、行政はこれを「最大限に尊重」するのではなく、きちんと「保障」すべきであると考えます。 権利条約で示された権利は基本的人権であり、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利は生まれながらにして持っているものです。これに条件を付けるという発想は虐待と言えるのではないのでしょうか？	【基本方針１】 こども・若者の<u>人格・個性や権利を尊重し</u>、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。 こども施策は、こども・若者の<u>権利が最大限に尊重され</u>、成長に合わせこども・若者の自主性を<u>育むことが求められています。一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え</u>、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。	【基本方針１】 こども・若者の<u>人格・個性を尊重するとともに、その権利を保障し</u>、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。 こども施策は、こども・若者の<u>人格・個性を最大限に尊重するとともに、その権利を保障し、一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え</u>、成長に合わせこども・若者の自主性が<u>育まれるようよう後押しします。</u> <u>また</u>、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。	ご意見の踏まえ、「権利を保障し」という表現を追記しました。
2	パブリックコメント	35	第４章	こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策の方向性	1 こども施策を推進するために必要な事項	①☒こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の項ですが、現在の「意見ボックス」には『「こどもまんなか社会」をつくるための参考にするため、みなさんの意見（いけん）をきかせてください。』とありますが、その意見に対して、「返事」をしていただくことを明記していただけるといいと思います。	今後は、さらに政策形成過程において意見をいただく<u>など</u>、意見ボックスの充実に努めます。	今後は、さらに政策形成過程において意見をいただく<u>とともに、意見に対するフィードバックの仕組みを構築するなど</u>、意見ボックスの充実に努めます。	ご意見を踏まえ、意見に対するフィードバックについて追記しました。
3	庁内	44	第４章	こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策の方向性	3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項		③乳児等通園支援<u>制度</u>（こども誰でも通園制度） 本市においては、国の制度設計等を踏まえ、令和７年度に公立保育施設で試行的事業を実施し、<u>令和８年度から私立保育施設等を含め</u>、円滑な本格実施をめざします。	③乳児等通園支援<u>事業</u>（こども誰でも通園制度） 本市においては、国の制度設計等を踏まえ、令和７年度に公立保育施設<u>などで</u>試行的事業を実施し、<u>私立保育施設等を含め、令和８年度からの</u>円滑な本格実施をめざします。	乳児等通園支援制度については、乳児等通園支援事業の誤りのため修正します。なお、他にも同表現が存在するため、全て修正します。 令和７年度の試行的事業については、公立施設と限定せず広く可能性を検討するため、修正します。
4	パブリックコメント	45	第４章	こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策の方向性	3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項	全体として、「必要な保育士の確保ができず」ということで「保育支援者の配置をめざします」と読み取れるが、もっと「保育士の確保」を最優先とするように内容を修正してほしい。	就労の継続も含め保育士等を確保するためには、業務に係る負担を軽減することが求められていることから」	<u>保育士等の確保については、引き続き「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」の実施や「保育のおしごと相談会」の開催などにより取り組む一方</u>、就労継続のためには業務に係る負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備も重要であることから	ご意見を踏まえ、本市で取り組んでいる保育士の確保に関する取組の状況を追記しました。

No.	意見元	頁	章		項目	計画に対する意見	該当箇所（修正前）	該当箇所（修正後）	意見への考え方
5	パブリックコメント	49	第4章	こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策の方向性	3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項	「エ 教職員の資質向上」ですが、教職員の数が不足している現状を考えると「エ 教職員の確保と資質向上」という内容での記述が必要だと思います。	「エ 教職員の資質向上」 いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とすることもや外国につながるこどもへの対応、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。	「エ 教職員の 確保 と資質向上」 <u>教員不足については、全国的な課題であり、本市においても同様の状況があります。こどもたちの学習環境の根底をなす教職員の確保について、本市として課題を見出し、取組を進めます。</u> <u>また、</u> いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とすることもや外国につながるこどもへの対応、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。 <u>②教員志望者の増加につなげる取組</u> <u>・教員不足の原因の一つは、教員を志す方の減少が考えられることから、関係大学と連携を図り、教員の魅力ややりがいを発信することで、志望者が増加するよう取り組みます。また、教員免許を持っているが、教壇経験がない方等を対象に相談会を実施し、講師等による学校での任用につなげていきます。</u>	ご意見を踏まえ、教職員の確保についての記述を追記します。
6	庁内	97	第6章	第3期津市子ども・子育て支援事業計画	4 地域子ども・子育て支援事業の充実		(13) 乳児等通園支援事業 本制度は令和8年度から全国一斉実施となる制度であることから、 <u>令和7年度は制度設計等に努め、</u> 令和8年度以降の十分な提供体制の確保に努めます。	(13) 乳児等通園支援事業 本制度は令和8年度から全国一斉実施となる制度であることから、令和8年度以降の十分な提供体制の確保に努めます。	上記のN03の修正内容に合うように修正します。